

委員会提出議案第二号

在日外国人無年金高齢者及び障害者に対する救済措置に関する意見書  
右の議案を提出する。

平成十九年十二月十日

保健福祉委員会委員長

山田

なおこ

杉並区議会議長 河野 庄次郎 様

在日外国人無年金高齢者及び障害者に対する救済措置に関する意見書

昭和五十七年の難民条約の批准に伴う国籍要件の撤廃によって、我が国に定住する外国人も国民年金の適用対象となった。

しかし、在日外国人で、当時二十歳以上で既に重度障害のあった者や、さらには昭和六十一年の国民年金法改正時に六十歳以上であった高齢者については救済措置が講じられず、いわゆる「制度的無年金者」となっている。

平成十六年十二月に公布された「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」によって、障害基礎年金を受給できない学生無年金障害者などは救済されたが、在日外国人無年金障害者については支給の対象とならなかった。

また、在日外国人無年金高齢者についても依然として救済されない状況が続いている。よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、在日外国人無年金障害者及び高齢者に対する救済措置を早急に講ずるよう強く要請する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十九年十二月十日

杉並区議会議長名

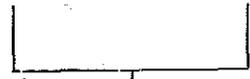
衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣



あて

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page, containing various characters and symbols.